

芸能従事者の労災保険

芸能従事者 特別加入制度に 加入しましょう！

被災後では遅すぎます。

フリーランスの芸能従事者も、

手厚い労災保険に加入しましょう！

【主な補償内容】



治療費・
休業補償



障害補償・
年金



遺族補償・
年金



仕事や通勤中のケガ・病気・障害・死亡に備えて、
安心して芸能活動に専念できます。

安心して
芸能活動に
専念するために！

1 加入条件

- (1) 委員会への加入
当連合会の「芸能従事者委員会」に加入が必要です。
- (2) 住所要件
現在、次の府県にお住まいの方。

加入対象府県

大阪府、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、
和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県



2 特別加入のメリット

仕事や通勤によるケガ、病気、障害又は死亡に対して、
労働者と同様に、労災保険から保険給付及び特別支給金の
支給が受けられます。
国民健康保険・国民年金では、労災保険ほど手厚い給付制度は
ありません。
※給付金、年金、特別支給金は非課税です。
※給付内容の具体例については、裏面をご確認ください。

【補償内容】



治療費・休業補償



障害補償・年金



遺族補償・年金

3 費用

- (1) 事務手数料
月額 1,100円
年額 **13,200円(消費税込)**
※年払いとなります。



- (2) 労災保険料
希望する給付基礎日額×365日×1000分の3

給付基礎日額について

※給付基礎日額は、休業、障害、遺族等の保険給付額の基礎となる金額です。
特別加入者は、3,500円～25,000円までの間で定められた16段階の額から選
択できます。(給付基礎日額が低いと保険料が安くなりますが給付額も低くなり、
給付基礎日額が高いと保険料が高くなりますが給付額も高くなります。)

【例】

- ・給付基礎日額 5,000円の場合
→労災保険料(年額) 5,475円
- ・給付基礎日額 10,000円の場合
→労災保険料(年額) 10,950円



4 特別加入の対象者

(1) 芸能実演家

- 俳優
(舞台俳優、映画及びテレビ等
映像メディア俳優、声優等)
- 舞踊家
(日本舞踊、ダンサー、バレリーナ等)
- 音楽家
(歌手、踊り手、演奏家、
作詞家、作曲家等)
- 演芸家
(落語家、漫才師、奇術師、
司会、DJ、大道芸人等)
- スタント ほか



(2) 芸能製作作業従事者

- 監督(舞台演出監督、映像演出監督)
- 撮影
- 照明
- 音響・効果&録音
- 大道具製作(建設の事業を除く)
- 美術装飾
- 衣装
- メイク
- 結髪
- スクリプター
- ラインプロデューサー
- アシスタント、マネージメント ほか



5 加入までの流れ

- 1 当連合会の
「芸能従事者委員会」
に申込み
- 2 審査
- 3 事務手数料・
労災保険料の
お支払い
(年払い)
- 4 労災保険に
特別加入
(労働局の承認)
- 5 補償開始
(最短、翌日から補償)

【ご注意】 保険給付の対象となるのは、**加入申込完了日の翌日以降**となります。

お申込み・
お問い合わせ

厚生労働省大阪労働局長承認 芸能関係作業従事者特別加入団体
公益社団法人 大阪労働基準連合会 芸能従事者委員会
〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階
TEL: 06-6942-7404
大阪労働基準連合会ホームページをご覧ください。



こんな方におすすめ！

- ✓ フリーランスで活動している方
- ✓ 事務所に所属していない方
- ✓ 国民健康保険・国民年金のみで不安がある方
- ✓ 安心して仕事に集中したい方



芸能従事者の皆さまへ

労災保険 特別加入制度

仕事中のケガや事故に備える、国の安心の補償制度です。

給付基礎日額とは？

労災保険の給付額を計算する基準となる金額です。
特別加入者が選択する額に応じて、保険料や給付額が決まります。

本チラシの計算例

給付基礎日額

10,000円
の場合

1 仕事中のケガで療養が必要になった場合 療養（補償）等給付

労災によりケガや病気の治療を受ける場合、
治療費は原則無料です。



主な支給内容

- 療養の給付（治療費、薬剤費、入院料など）
- 療養の費用（通院に要する交通費など）

具体例 入院治療を30日間、通院治療を20日間行った場合

治療費の自己負担は **0円**

※通院に要した交通費も支給対象となります。

2 仕事中のケガで休業した場合 休業（補償）等給付

労災により仕事ができず、賃金収入を得られない場合



支給額（1日あたり）

休業補償給付
給付基礎日額の
60%

+

休業特別支給金
給付基礎日額の
20%

合計

= **8,000円**

計算例 $10,000円 \times (0.6 + 0.2) = 8,000円$

30日休業した場合（例） **約24万円**
 $8,000円 \times 30日 = 240,000円$

3 障害が残った場合 障害（補償）等年金

障害が残った場合、障害等級に応じて年金または一時金が支給されます。



例：障害等級 第1級の場合

年金額
給付基礎日額の
313日分/年

+

障害特別支給金等
は別途支給あり

年間支給額（概算）

約313万円

$10,000円 \times 313日 = 3,130,000円$

※障害等級により年金日数及び障害特別支給金等が異なります。

4 万一亡くなられた場合 遺族（補償）等年金

ご遺族の人数に応じて支給額が変わります。



例：配偶者と子1人の場合
（遺族2人）

支給日数
給付基礎日額の
201日分/年

年間支給額（概算）

約201万円

$10,000円 \times 201日 = 2,010,000円$

※遺族の人数や条件により、支給日数は異なります。

例：配偶者のみの場合
（遺族1人）

支給日数
給付基礎日額の
153日分/年

年間支給額（概算）

約153万円

$10,000円 \times 153日 = 1,530,000円$

5 葬祭を行った場合 葬祭料（葬祭給付）



支給例（概算）

以下のいずれか高い方が支給されます。

① **315,000円**
+
給付基礎日額30日分

または

② 給付基礎日額
60日分

給付基礎日額1万円の場合

約61万5千円

$315,000円 + (10,000円 \times 30日) = 615,000円$

特別加入のメリット



通勤災害も対象
仕事への移動中の
事故やケガも補償



一人親方・
フリーランスでも
加入可能
芸能活動を行う方なら
加入できます



国の労災保険による
補償制度
安心の公的制度で
しっかりサポート



幅広い活動をカバー
撮影現場、舞台、リハーサル、
イベント出演、機材搬入等、
芸能活動中の事故やケガに
備えましょう！



安心して芸能活動を続けるために、
ぜひご検討ください！

※給付内容は法改正等により変更される場合があります。詳細はお問い合わせください。（2024年5月現在）

詳細は
当適合会まで
お問い合わせ
ください。

スタジオで特撮中、 火災で1人死亡

～芸能従事者が安心して働けるために～

1989（平成元）年2月10日、東京都調布市のにつかつ撮影所（現・日活調布撮影所）で火災がありました。スタッフ1人が一酸化炭素中毒で死亡、26人がけがをしました。火災発生時、イベントで上映するための映像を撮影しており、スタジオ内には俳優、カメラマン関係者が45人ほどいました。

火災は、ウレタンとベニヤ板で作った竜の鼻の模型から煙が出てくるシーンを撮影していた際、突然鼻の穴から火が出て燃え広がりました。発火源は火薬で、模型に発煙装置を接続したため起きたと見られます。

火は、スタジオ内に多数置かれた撮影用可燃物に急速に燃え移り、関係者たちは、2か所あったスタジオの出入り口に殺到しました。しかし、扉は外部からの音を遮断する二重扉で開けるのに手間取り、将棋倒しとなりパニックとなりました。

さらに、火災発生時は特殊撮影中で、俳優3人がピアノ線で宙づりにされていたため、スタッフの適切な行動がなければ被害が拡大していました。

この事故は、多数の可燃物や扉の二重構造に加え、特撮という撮影現場特有の状況下だったこと、さらに、時間がかかるとの理由から、スタジオ内での火薬等の使用許可を取っておらず、芸能従事者の安全確保について教訓となった事故と言えます。

また、2026年2月には元サッカー選手のタレントがテレビ番組のロケ中に大けがを負い、その背景としてギリギリのスケジュールで制作が進行し、企画の安全性を多角的に再考・議論する時間がなかったことなどが明らかになりました。

二重扉で避難に時間がかかりパニックに！



特殊撮影中で俳優が宙づりに・・・



この様に、俳優やスタッフなどが、撮影中、または劇場やホール等のバックヤードで負傷するケースはこれまでも少なからず起きていることから、2021（令和3）年4月より、

フリーランスの芸能従事者が新たに労災保険の特別加入制度の対象となり、いざという時には手厚い保護が受けられるようになっています。

安心して働ける
現場づくりのために



労災保険の特別加入制度とは？

労災保険の特別加入制度は、労働者でないフリーランスの方でも、一定の要件を満たせば加入できる制度です。

- ✓ 工作中的のケガや事故による治療費を補償
- ✓ 休業時の所得を補償
- ✓ 障害が残った場合の年金や一時金を支給
- ✓ ご遺族への年金や一時金を支給

いざという時に、あなたとあなたの家族を守ります。



治療費の補償



休業補償



障害補償



遺族補償

特別加入の対象となる業務や、加入手続きの詳細については、お気軽にお問い合わせください。



内閣府認定 公益社団法人

大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3
エル・おおさか南館4階
TEL：06-6942-7404



※本資料は、公表されている事故資料等をもとに労働災害防止の啓発を目的として作成しています。特定の企業・団体を評価・批判することを目的とするものではありません。